

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 23 年 5 月 30 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 株式会社新潟三越伊勢丹新潟三越
所在地 新潟市中央区西堀通五番町 866 番地
設置者 株式会社三越伊勢丹

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

- ・ 株式会社新潟三越伊勢丹
（変更前）代表取締役 杉浦 進
（変更後）代表取締役 鷹野 正明

3 変更年月日

平成 23 年 4 月 1 日

4 変更の理由

人事異動による役員交代のため

5 届出年月日

平成 23 年 5 月 17 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成 23 年 5 月 30 日から平成 23 年 9 月 30 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp